

令和5年3月

# 墓地、埋葬等に関する法律の手引

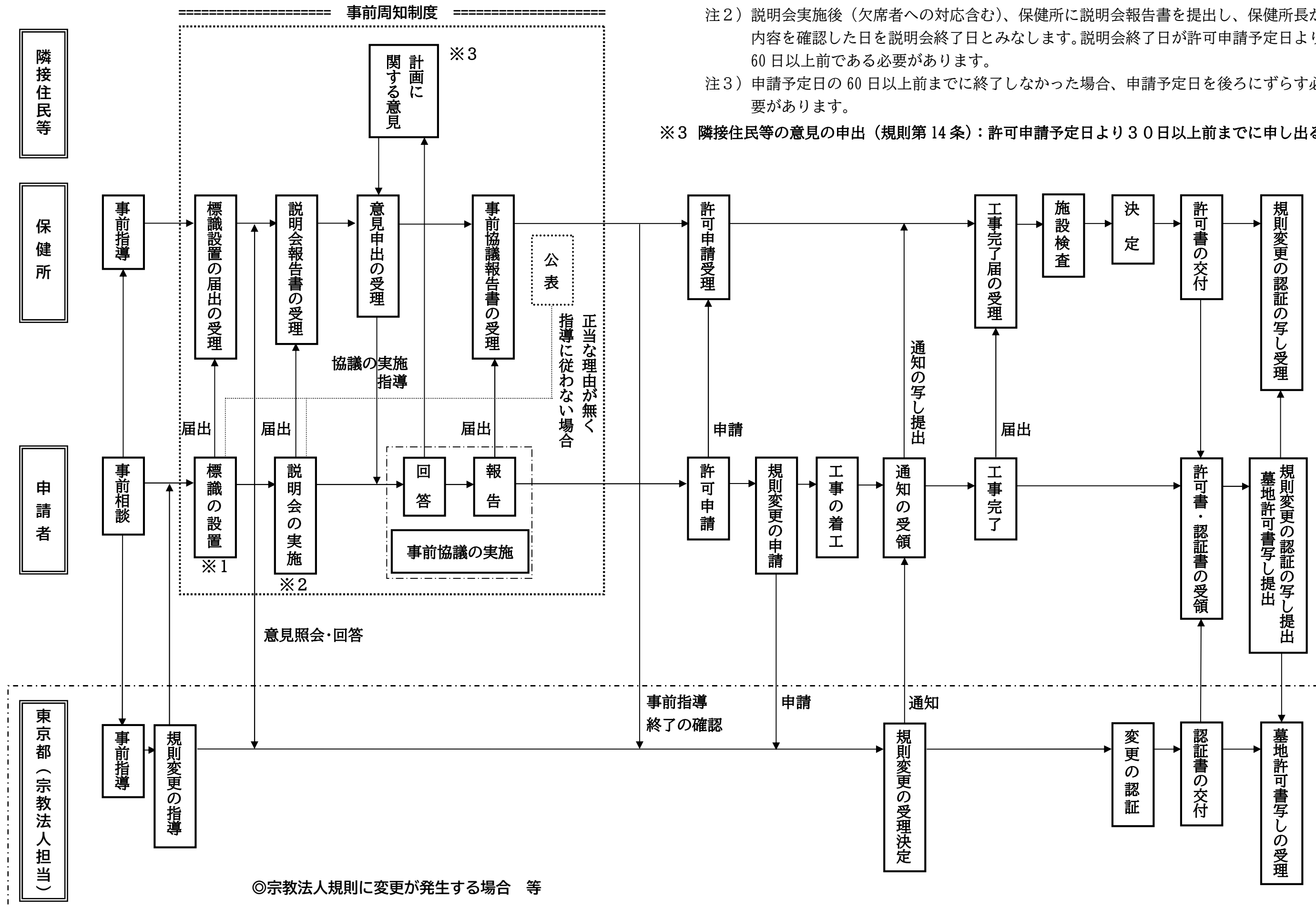
港区みなと保健所

# 目 次

◆ 事前相談、事前周知、許可申請、工事完了、許可までの流れ	1
1 根拠法令	2
2 法の目的と許可について	2
3 事前相談について	3
4 事前周知について	
1) 標識の設置	5
2) 説明会の開催	7
3) 事前協議等	11
4) 公表	12
5 許可申請について	
1) 経営許可	13
2) 変更許可	15
3) 廃止許可	15
6 工事完了の届出について	16
7 許可書の交付等について	16
8 申請事項の変更について	17
9 許可基準について	
1) 経営主体	18
2) 墓地に関する基準	19
3) 納骨堂に関する基準	21
10 管理者の講ずべき措置について	22

11	様式集	.....	23
	第1号様式	墓地等経営許可申請書	..... 24
	第1号様式別紙	構造設備の概要（墓地）	..... 26
	第1号様式別紙	構造設備の概要（納骨堂）	..... 27
	第6号様式	墓地等変更許可申請書	..... 28
	第8号様式	墓地等廃止許可申請書	..... 30
	第13号様式	標識	..... 31
	第14号様式	標識設置届	..... 32
	第15号様式	標識記載事項変更届	..... 33
	第16号様式	説明会等報告書	..... 34
	第17号様式	協議結果報告書	..... 35
	第18号様式	工事完了届	..... 36
	第19号様式	申請事項変更届	..... 37
	参考様式①	隣接土地、建物の所有者・使用者一覧	..... 38
	参考様式②	標識撤去届	..... 39
	参考様式③	意見申出書	..... 40
12	法令集	.....	41
		墓地、埋葬等に関する法律	..... 42
		墓地、埋葬等に関する法律施行規則	..... 45
		港区墓地等の経営の許可等に関する条例	..... 47
		港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	..... 52

# 事前相談、事前周知、許可申請、工事完了、許可までの流れ



- ※1 標識の設置期間 (規則第 11 条): 許可申請予定日より 90 日以上前から工事完了日まで
- ※2 説明会の実施時期 (規則第 13 条): 許可申請予定日より 60 日前までに実施する
  - 注 1) 標識設置後に実施する必要があります。
  - 注 2) 説明会実施後 (欠席者への対応含む)、保健所に説明会報告書を提出し、保健所長が内容を確認した日を説明会終了日とみなします。説明会終了日が許可申請予定日より 60 日以上前である必要があります。
  - 注 3) 申請予定日の 60 日以上前までに終了しなかった場合、申請予定日を後ろにずらす必要があります。
- ※3 隣接住民等の意見の申出 (規則第 14 条): 許可申請予定日より 30 日以上前までに申し出る

## 第1 根拠法令

墓地、埋葬等に関する法律	(「法」といいます。)
墓地、埋葬等に関する法律施行規則	(「省令」といいます。)
港区墓地等の経営の許可等に関する条例	(「条例」といいます。)
港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	(「規則」といいます。)
港区墓地等の経営の許可等に関する条例 及び同条例施行規則の運用指針	(「指針」といいます。)

## 第2 法の目的と許可について

### 1 法の目的 (法第1条)

墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とします。

### 2 許可の必要な範囲 (条例第4条)

次のいずれかに該当する場合、保健所長の許可が必要です。

- ・墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする場合
- ・墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合
- ・墓地、納骨堂又は火葬場の施設を廃止しようとする場合

### 第3 事前相談について

墓地又は納骨堂の計画（新設、墓地区域の変更、墳墓を設ける区域の変更、納骨堂施設の変更等）がありましたら、申請予定者はあらかじめ必ず保健所に相談してください。

なお、相談の早期の段階で、宗教法人の代表役員の方にご来所いただき、直接説明をお受けくださるようお願いいたします。

#### 注1) 宗教法人の規則の改正が必要な場合（新規に公益事業を行う場合等）

宗教法人法の所轄庁にもご相談ください。所轄庁は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事です。ただし、他の都道府県内に境内建物を備える場合、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人を包括する場合及び他の都道府県内にある宗教法人を包括する場合の所轄庁は文部科学大臣です。

##### ○宗教法人法の所轄庁

（東京都）

生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課宗教法人担当

電話 5321-1111(代)

（文部科学省）

文部科学省 文化庁

電話 5253-4111(代)

#### 注2) 墓地面積が1,000㎡以上の場合

「東京における自然の保護と回復に、関する条例」の許可等の手続きが必要です。あらかじめ、所管部署の指導を受けてください。

##### ○東京における自然の保護と回復に関する条例

東京都環境局自然環境部緑環境課

電話 5321-1111(代)

#### 注3) 墓地面積が10,000㎡以上の場合

「都市計画法」による許可等の手続きが必要です。あらかじめ、所管部署の指導を受けてください。

##### ○都市計画法

港区役所 開発指導課開発指導担当

電話 3578-2111(代)

事前相談時、申請予定者、予定地の状況、構造設備等の計画及び資金計画等を把握し、適切な助言を行うために、任意で下記書類の提供をお願いしています。また、下記に加え、さらに詳細な資料の提供をお願いすることもあります。

## 1 相談初期の段階

書類の名称	確認事項
<input type="checkbox"/> 宗教法人の登記事項証明書 ※申請時には発行から6ヶ月以内のものがが必要です	・事務所所在地 ・代表役員の確認 ・法人の目的
<input type="checkbox"/> 宗教法人の規則	・意思決定の方法（責任役員会等） ・公益事業の記載の有無
<input type="checkbox"/> 申請予定地の登記事項証明書 ※申請時には発行から6ヶ月以内のものがが必要です	・所有者 ・第三者権利設定の有無
<input type="checkbox"/> 本堂等礼拝施設の登記事項証明書 （納骨堂計画の場合）	・所有者 ・第三者権利設定の有無 ・申請予定地と同様の敷地内か
<input type="checkbox"/> 申請予定地の公図の写し ※申請時には発行から6ヶ月以内のものがが必要です	・申請予定地の範囲の確認 ・隣接地の確認
<input type="checkbox"/> 墓地、納骨堂の計画図面 （相談時点のもので可）	・各構造設備基準に該当するか ・墓地の場合、緑地も含む ・駐車場の位置
<input type="checkbox"/> 資金計画（相談時点のもので可）	・工事見積書 ・中長期的収支計画（需要数等）
<input type="checkbox"/> 管理運営計画（相談時点のもので可）	・墓地等の標準契約約款
<input type="checkbox"/> 財産目録（直近2年以上）	・所有不動産
<input type="checkbox"/> 収支計算書（直近2年以上）	・収支から見た活動状況
<input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近2年以上）	・財政状況
<input type="checkbox"/> 役員名簿	・役員人数、氏名
<input type="checkbox"/> 自己資金を明らかにする書類	・残高証明書、通帳の写し（2年以上の出納の記載があるもの等）

## 2 標識の設置、説明会の実施が具体化した段階

書類の名称	注意事項
<input type="checkbox"/> 隣接土地、建物の登記事項証明書 ※申請時には発行から6ヶ月以内のものがが必要です	※隣接地に該当する場所は保健所が判断します
<input type="checkbox"/> 隣接土地、建物の所有者・使用者名簿 （参考様式あり）	※参考様式に沿って名簿を作成してください

## 第4 事前周知について

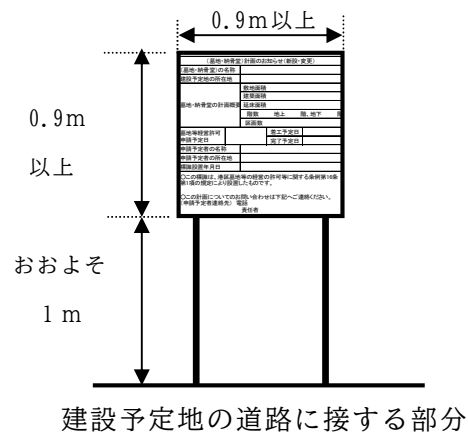
墓地若しくは納骨堂（以下「墓地等」といいます。）を經營しようとする場合又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を擴張しようとする場合は、申請の前に標識の設置、説明会の開催等の事前周知の手続きが必要です。

### 1 標識の設置（条例第16条、規則第9条～第12条）

墓地等の建設等の計画について標識を設置してください。

#### 1. 標識の様式（規則第9条）

(墓地・納骨堂)計画のお知らせ(新設・変更)			
(墓地・納骨堂)の名称			
建設予定地の所在地			
墓地・納骨堂の計画概要	敷地面積		
	建築面積		
	延床面積		
	階数	地上	階、地下 階
区画数			
墓地等經營許可申請予定日		着工予定日	
		完了予定日	
申請予定者の名称			
申請予定者の所在地			
標識設置年月日			
○この標識は、港区墓地等の經營の許可等に関する条例第16条第1項の規定により設置したものです。			
○この計画についてのお問い合わせは下記へご連絡ください。 (申請予定者連絡先) 電話 責任者			



#### 2. 設置場所等（規則第10条）

建設予定地の道路に接する部分（予定地が2本以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）に地面から標識の下端までの高さがおおむね1mとなるように設置してください。標識の大きさは、縦横0.9m四方以上としてください。

#### 3. 設置期間（規則第11条）

許可申請予定日の少なくとも90日前から工事完了の日まで



#### 4. 届出（規則第12条）

標識設置後は以下の書類①、②を保健所へ速やかに提出してください。

①標識設置届（第14号様式）

②添付書類

- ア) 案内図
- イ) 標識設置位置図
- ウ) 標識設置状況を撮影した写真

#### 5. その他

・ **標識の維持管理**（規則第12条）

申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理してください。

・ **標識の変更**（規則第12条）

墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、以下の書類①、②を保健所へ提出してください。

①標識記載事項変更届（第15号様式）

②添付書類

- ・ 変更後の標識を撮影した写真

・ **計画の中止**

墓地等の計画を中止したときは、標識を撤去するとともに、**標識撤去届**を保健所へ提出してください。

## 2 説明会の開催（条例第17条、規則第13、14条、指針）

### 隣接住民 決定

- ①申請予定地の公図の写し
  - ②隣接土地、建物の登記事項証明書
  - ③隣接土地、建物の所有者・使用者名簿
- 以上を参考に、保健所が隣接住民等を決定します。

### 開催通知 配布

隣接住民等に対し、説明会を開催する旨の通知文書を配布してください。  
※通知文書は必要事項を盛り込んで作成してください。

### 説明会 開催

説明は原則として代表役員の方が行ってください。  
説明しなければならない事項が決まっています。説明もれのないようにしてください。  
説明会は複数回開催するようにしてください。

### 欠席者 への対応

説明会に出席できなかった隣接住民等に対して、次のいずれかの対応を行ってください。

- ①戸別訪問
- ②資料送付（配達証明郵便等）

### 説明会 報告

説明会及び欠席者への対応を行った後、保健所に説明会等報告書を提出してください。

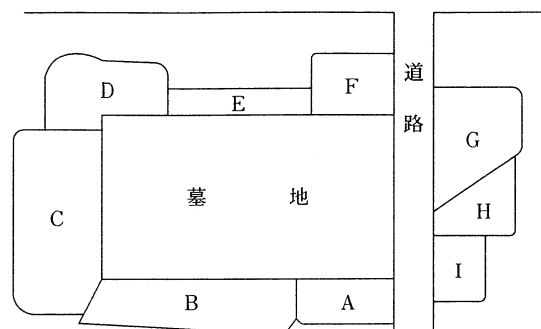
### 説明会 の終了

説明会等報告書提出後、内容を保健所長が確認した日をもって終了日とします。  
終了日を保健所から知らされた後、標識に意見申し出期間を記載する等の対応をしてください。

許可申請予定日の60日前までに隣接住民等に対して、説明会を行ってください。説明は、申請予定者が主催する説明会により行ってください。

※隣接住民等とは

- ① 当該墓地等の建設予定地に隣接する土地（隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含みます。）の所有者及び使用者
- ② ①の土地の上の建築物の所有者及び使用者



A～I 隣接土地

## 1. 説明会等の留意事項

### (1) 通知方法（指針）

隣接住民等に対し、事前に開催通知文書を配布してください。

開催通知文書記載項目

- ① 開催日時
- ② 開催場所
- ③ 主催者
- ④ 主催者側の出席者
- ⑤ 説明事項  
※ p 9（3）の項目を説明する旨を記載してください。
- ⑥ 墓地等の名称
- ⑦ 墓地等計画地の所在地

※通知が困難な場合の対応は次の通りです。

#### a) 居所不明者

隣接住民等に送付した開催通知文書が、あて所不明等により返送された場合は、現場を確認し、居住の実態がないと判断されれば、隣接住民等を含めません。

#### b) 土地所有者

所有権移転の登記がなされていない登記上の土地所有者に送付した開催通知文書が返送された場合は、隣接住民等を含めません。ただし、現在の所有者が判明した場合は、その者を隣接住民等とします。

#### c) 賃貸駐車場の使用者

墓地等の計画地に賃貸駐車場が隣接する場合、使用契約を結んでいる方は、隣接住民等とします。周知の方法は、駐車場管理者に情報提供を求め通知したり、駐車場管理者等の承諾を受け、駐車中の自動車のフロントガラスに開催通知文書を置いたり等によります。

なお、時間貸し駐車場は、一時的な利用であるため、隣接住民等とはしません。

## (2) 説明者（指針）

原則として代表役員が出席し、説明をしてください。

ただし、工事の方法、作業方法及び危険防止策等の墓地の建設の技術的な内容については、設計者及び施工者等が説明を行うことができます。

## (3) 説明事項（規則第13条）

### 説明しなければならない事項

- ① 申請予定者
- ② 墓地等の名称
- ③ 墓地等の所在地
- ④ 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
- ⑤ 墓地等の維持管理の方法
- ⑥ 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
- ⑦ 墓地等の工事の方法
- ⑧ 条例第18条第1項に基づく意見の申出の方法

※ 隣接住民等が許可申請予定日の30日前までに、保健所長に対して意見の申出ができる旨の説明も行ってください。意見の申出を行う場合には保健所に意見申出書を提出するものとします。

### 説明の際に配布する資料

次の項目について具体的な内容が盛り込まれたもの

- ・施設の規模や構造設備、配置
- ・維持管理の方法
- ・工事の方法、作業方法、作業時間
- ・工事による危険防止対策                            など

## (4) 開催回数（指針）

適当な曜日や時間を設定し、説明会を複数回実施するなど、全ての隣接住民等に同様の内容を説明するよう努めてください。

## (5) 欠席者への対応（指針）

説明会を複数回開催しても、出席できなかった隣接住民等に対しては、次のいずれかの方法で説明してください。

### ア) 戸別訪問

事前に日程を調整し、訪問した際は、説明会で使用した資料により説明を行ってください。

### イ) 資料送付

説明会で使用した資料に加え、郵送理由、連絡方法等を記載した書類を添付して、配達証明郵便等により送付してください。

## (6) 計画変更（指針）

計画に変更が生じたときは、隣接住民等に変更内容を周知するため、必要に応じて説明会の開催又は文書の通知を行なってください。

## 2. 説明会等の報告（規則第13条）

説明会を開催した場合は、その都度、保健所へ以下の書類①、②を速やかに提出してください。また、戸別訪問及び資料送付による対応を行った場合には、その経緯についても記載してください。

### ①説明会等報告書（第16号様式）

### ②添付書類

- ア) 説明等で使用した資料
- イ) 隣接住民等の名簿
- ウ) 説明を受けた者の名簿
- エ) 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等
- オ) 説明した内容について、隣接住民等から意見があった場合は議事録等

## 3. 説明会等の終了（指針）

保健所長は、説明会等報告書により隣接住民等に対し周知されたことを確認したときに、説明会等が終了したものとみなします。その旨を申請予定者にお知らせしますので、隣接住民等へ説明会等が終了したことを周知してください。（※または、標識に意見申出期間を掲載してください。）

## 4. 申請予定日の変更（指針）

説明が終了した日から申請予定日までの期間が60日に満たない場合は、説明が終了した日から60日以上先の日に申請予定日を変更し、標識の記載も変更してください。また、標識記載事項の変更届を提出してください。

## 5. その他（指針）

隣接住民等に該当しない地域の自治会等から説明の要望があった場合についても、事前周知制度の趣旨を踏まえ適切に対応してください。

### 3 事前協議等（条例第18条、規則第14、15条、指針）

#### 1. 事前協議の指導（条例第18条）

保健所長は隣接住民等から標識設置日以後、許可申請予定日の30日前までに当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができます。

#### 事前協議の対象となる意見とその例示

##### ア) 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見

- ・ 墓地の区域からの排水による隣地への影響
- ・ 墓石の花器の溜まり水等を原因とする蚊の発生による公衆衛生上の影響

##### イ) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見

- ・ 墓地内の防犯、防災など、安全管理体制の確保
- ・ 将来の本堂建設や墓地拡張計画の提示
- ・ 隣接住宅からの景観に配慮し、障壁等の設置

##### ウ) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

- ・ 開発工事及び大型車両による振動、騒音等の影響
- ・ 近隣住民の通行についての安全対策の確保

#### 2. 事前協議の留意事項（指針）

意見の申出による協議を行う場合は、次の点に留意してください。なお、形式的な実施とならないよう、また、双方の意見の一致が図られるよう、誠意をもって可能な限り協議してください。

##### ア) 事前協議のルール作り

申請予定者及び隣接住民等の双方の担当者(窓口)の確認や協議方法など事前協議のルール作りをしてください。

##### イ) 協議事項の提示

隣接住民等からの意見のうち、事前協議の対象となる事項について明示してください。

##### ウ) 議事録の作成

事前協議での意見、要望等は、協議事項ごとに正確に記載し、双方が確認した記録として作成してください。

### 3. 事前協議結果の報告（条例第18条、規則第15条、指針）

協議を終了したときは、保健所へ以下の書類①、②を提出してください。保健所長は、協議を指導した事項が協議されているか否かを十分審査し、報告書を受理します。

※協議結果報告書を受理した後に許可申請書を受理します。

#### ア) 協議指導事項について意見が一致していると認められるとき

→報告書を受理します。

#### イ) 意見の一致が図られていないが、十分に協議が行われていると認められるとき

→報告書を受理します。報告書に双方の意見を併記してください。

#### ウ) 意見の一致が図られず、協議指導した事項が十分に協議されていると認められないとき

→継続して協議するよう指導します。

#### エ) ウ) に基づき協議の継続を指導したが、協議の進展がみられず、協議の継続が困難であると認められるとき

→協議ができない理由、経過等を記載した報告書を提出してください。

#### ①協議結果報告書（第17号様式）

#### ②添付書類

ア) 協議に使用した資料

イ) 協議者の名簿

ウ) 協定等を締結した場合は、協定書等の写し

## 4 公表（条例第19条、規則第16条）

保健所長は、条例第16条第2項又は条例第17条第2項の規定による指導を受け当該指導に従わなかったことに正当な理由がないとき及び条例第18条第1項の規定による指導を受け当該指導に従わなかったことが意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると認めるときは、その旨を公報に登載する等区民に広く周知することができます。

## 第5 許可申請について

### 1 経営許可（条例第4条、細則第2条、指針、通知）

墓地等を経営しようとする場合は以下の書類を、**正副2部ずつ**提出してください。

書類の名称		備考
ア	墓地等経営許可申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地の名称は、「〇〇寺墓地」とすること</li> <li>・墓地の所在地は、土地登記事項証明書を確認し、所在地番を記載すること 例) 港区三田一丁目四番地(の一部)等</li> <li>・墓地面積は、墳墓を設ける区域の面積(通路、緑地除く)を記載すること</li> </ul>
イ	構造設備の概要 (様式集参照)	
ウ	見取図	墓地等の周囲300m以内に存する道路、河川、海及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示したもの
エ	(墓地の場合) 施設の設計図及び造成等に関する計画書	墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等に関するもの
オ	(納骨堂の場合) 建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書	
カ	理由書	以下の内容を具体的に記載したもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点での墓地の供給状況</li> <li>・具体的な必要数 (信者向けの場合、檀徒・信徒数等から導き出されたもの) (公益事業の場合、需要調査結果等)</li> <li>・墓地等経営の理由</li> <li>・場所選定の理由(事務所所在地外の計画の場合)</li> </ul>
キ	墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行から6ヶ月以内のもの</li> <li>・地図(公図)については、隣接地の土地の所在、地番及び地目並びに所有者の住所及び氏名が記載されているもの</li> <li>・地積測量図と土地登記事項証明書の面積とが異なる場合は、地積更正し登記の訂正をしたもの</li> </ul>



ク	墓地等の設置に係る資金計画書及び管理運営計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教法人の規則で規定されている所定の手続により承認された資金計画であること</li> <li>・資金計画書は、経営年度ごとに、墓地等の経営に係る資金の総額（自己資金、借入金等）が記載されており、収入（永代使用料、管理費等）と支出（土地取得費、関係工事費、経営開始後の経費、返済金等）の状況を対比して記載すること</li> <li>・借入金がある場合は、その返済が完了する等、墓地等経営に係る財務状況が安定する予定の期間までの計画とすること</li> <li>・管理運営計画についても、法人の意志決定の中で、経営・管理及び責任体制が明確となっていること</li> </ul>
ケ	宗教法人法第12条で定める宗教法人規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したものであること</li> <li>・所管部署の認証印のあるものの写しを提出すること</li> <li>・規則の変更が必要な場合で、規則の認証手続き上、許可申請時にこれを添付できないときは、保健所が宗教法人法所管部署に規則変更の認証手続きの状況を確認して、支障がないことを確認する（規則変更の認証が済み次第、新しい規則を提出すること）</li> </ul>
コ	宗教法人規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類	宗教法人としての意思の決定が、規則に基づき行われているかについて確認する
サ	宗教法人の登記事項証明書	発行から6ヶ月以内のもの
シ	宗教法人法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書	※公益事業以外の事業（収益事業）を行わない場合であって、その一会計年度の収入の額が8,000万円以内であるとき、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる
ス	その他当該法人の財務状況を確認できる書類	<p>例) 宗教法人法に基づく財務関係書類      預貯金等の残高証明書      融資証明書      返済予定表                      預金通帳の写し      金銭消費貸借契約書          売買契約書      工事等見積書                      工事等請負契約書</p> <p>※公認会計士法の監査法人による監査結果に関わる書類の添付が望ましい</p>
セ	（公益事業として経営する場合） 信者用の墓地等の経営の実績を示す書類	過去に宗教活動の一環として信者用の墓地等の経営を行った実績等があれば、その実績等を示す書類を添付すること
ソ	（納骨堂の場合） その敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書	発行から6ヶ月以内のもの

## 2 変更許可 (条例第4条、細則第3条、指針)

墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂の施設を変更しようとする場合は以下の書類①、②を、正副2部ずつ提出してください。

なお、墓地の区域、墳墓を設ける区域の拡張にあつては、経営許可の手續に、縮小にあつては、廃止許可の手續に準じます。

### ①墓地等変更許可申請書 (第6号様式)

### ②添付書類

#### a) 墓地の拡張、納骨堂の施設の変更の場合

→添付書類として、経営許可申請のア)～セ)

#### b) 墓地の縮小の場合

→添付書類として、廃止許可申請のア)～ウ)

## 3 廃止許可 (条例第4条、細則第4条、指針)

墓地又は納骨堂を廃止しようとする場合は以下の書類①、②を、正副2部ずつ提出してください。

### ①墓地等廃止許可申請書 (第8号様式)

### ②添付書類

ア) 改葬に関する計画書又は改葬許可書の写し

イ) 許可の申請に係る詳細な理由書

ウ) 宗教法人法第12条で定める宗教法人規則、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書

## 第6 工事完了の届出について

(条例第20条、規則第18条)

工事が完了した時は、速やかに工事完了届(第18号様式)を提出してください。届出後、設置している標識を撤去してください。この届出を受理後、申請内容のとおり工事が完了しているか現場確認を行います。

## 第7 許可書の交付等について

### ・現場検査、許可書交付

工事が終了し、工事完了届が保健所に提出された時点で検査を行います。許可の基準(経営主体、設置場所、構造設備等)に適合していれば、許可処分決定となり、許可書を交付します。

### ・宗教法人規則変更手続き

宗教法人規則の変更の手続きが必要で、許可申請時に規則の添付ができなかったものについては、許可処分決定の前までに、「宗教法人規則変更の申請受理通知」の写しを提出してください。その後、変更した規則が認証された時点で、規則の写しを提出してください。

### ・廃止許可について

墓地及び納骨堂の廃止許可申請については、改葬が終了したことを確認した後、廃止許可書を交付します。

## 第 8 申請事項の変更について

(条例第 21 条、規則第 19 条)

変更の内容により、事前変更手続きのもの、事後変更手続きのもの、許可申請が必要なものに分かれます。変更手続きを行う際は、あらかじめ保健所にご相談ください。

### **事前に変更届出が必要なものの例**

- ・ 墓地等の名称
- ・ 墓地の墳墓区画数の変更
- ・ 墓地の構造設備の変更（駐車場、緑地、便所等）
- ・ 納骨堂の構造設備の変更（駐車場等）

※納骨堂の区画数の変更は、変更届の場合と許可申請の場合があります。

### **事後に変更届出が必要なものの例**

- ・ 法人名称
- ・ 法人代表者
- ・ 法人の事務所所在地
- ・ 墓地管理者

### **変更届で対応できないものの例（許可申請が必要なもの）**

- ・ 墓地の敷地の変更
- ・ 墓地の墳墓を設ける区域の変更
- ・ 納骨堂の施設の変更（使用階、床面積等）

## 第9 許可基準について

### 1 経営主体 (条例第3条、指針)

項目	基準
法人格	<ul style="list-style-type: none"><li>● 宗教法人法第4条第2項の法人で、主たる事務所又は従たる事務所を港区内に有すること</li><li>○ 事務所を有するとは、宗教法人としての事務所が実態としてあり、かつ宗教法人法に基づく登記も完了していること</li></ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"><li>● 法人の事務所は、港区内に設置されてから7年間を経過していること</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 宗教法人の審査にあたっては、宗教法人法所管部署に対して、宗教法人法上の手続（法人規則の変更）、当該法人の活動状況、墓地等経営に関する意見について照会し、適格性を判断する</li></ul>

## 2 墓地に関する基準（条例第6、7条、規則第6条、指針）

項 目	基 準
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営しようとする者が、原則として、所有し、かつ、その所有権以外の権利が存しない土地であること。</li> <li>○ 墓地等の計画にあたって、宗教法人法第23条に基づく財産処分等の公告を申請者が行わなければならない場合は、公告した内容を確認する。</li> <li>● 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。（※）</li> <li>● 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。（※）</li> <li>● 高燥で、かつ飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</li> <li>● ※については、焼骨のみを埋蔵する墓地の場合で、保健所長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、適用しない。</li> </ul>
境 界	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障壁又は密植した低木の垣根を設けること。</li> <li>○ 高さ等の構造については、周辺環境と調和したものとする。</li> </ul>
通 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が1m以上の通路を設けること。</li> <li>○ 幅員は、有効幅員をいう。</li> </ul>
排 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。</li> </ul>
ごみ集積設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ集積設備を設けること。</li> <li>○ 廃棄される供花、供物等を衛生的に管理するため、カラス等による飛散や悪臭を防止するような設備を設け、専用の場所を確保すること。</li> </ul>
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給水設備を設けること。</li> <li>○ 井戸水等で飲用に供しないものについて適当な表示をするなど利用者の誤飲を防止する措置を講じるとともに、利用者の利便を考慮した位置に適当数を配置すること。</li> </ul>

便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 便所を設けること。</li> <li>○ 利用者の利便を考慮した位置に相当数を配置すること。</li> </ul>
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理事務所を設けること。</li> <li>○ 仮設的なものでなく、墓地管理に必要な墳墓配置図や墓地使用者名簿等を備え、十分な管理ができる事務所であること。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車台数が「墳墓区画数の 2%」以上の駐車場を設けること。</li> <li>○ 墓地の区域内の通路を活用し、実際に駐車スペースとして利用できる場合も駐車場として取り扱う。</li> </ul>
緑 地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 墓地の区域内に、墓地の敷地の総面積の 15% 以上の緑地を設けること。 ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。</li> <li>○ 緑地は、芝生、花壇、藤棚等の被覆面積等のことをいう。 なお、境内地や既存墓地等に十分な緑地があり、申請地との一体性が認められ周辺環境との調和が図られている場合等には、ただし書を適用できる。</li> </ul>
基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場の全部又は一部」については、墓地を経営しようとする者が当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、保健所長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、基準を緩和することがあります。</li> </ul>

### 3 納骨堂に関する基準（条例第8、9条、規則第6条、指針）

項 目	基 準
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営しようとする者が所有し、かつその所有権以外の権利が存しない土地及び建物であること</li> <li>○ 墓地等の計画にあたって、宗教法人法第23条に基づく財産処分等の公告を申請者が行わなければならない場合は、公告した内容を確認する</li> <li>● 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること</li> <li>○ 「寺院、教会等の礼拝の施設の敷地」とは、宗教法人法第66条の規定により登記された建物の存する敷地をいう</li> </ul>
耐火構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること</li> </ul>
床 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない</li> </ul>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な換気設備を設けること</li> <li>○ 線香や香等をたかない場合には、必ずしも設けなくてもよい</li> </ul>
防火戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口及び窓には、防火戸を設けること</li> </ul>
施錠設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること</li> <li>ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない</li> </ul>
機械式 納骨装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械式の納骨装置を設ける場合には、点検等維持管理が容易に出来る構造とすること</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車台数が「納骨区画数の0.1%に一を加えた数」以上の駐車場を設けること</li> <li>ただし、墓地を経営しようとする者が当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、保健所長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない</li> </ul>



## 第 10 管理者の講ずべき措置について

(条例第 12 条)

- ① 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めてください。
- ② 納骨堂の施設の点検を定期的に行い、施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行ってください。
- ③ 墓地等を常に清潔に保ってください。
- ④ 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないでください。

### 注) 墓地等の募集の開始時期について

具体的な契約の前提となる募集の開始時期は、墓地経営の許可を受けた後でなければならない。これは、許可されなかった場合に申込者が迷惑を被ることとなるだけでなく、そもそも無許可の墓地経営にあたる可能性があるためである。

(平成 12 年 12 月 6 日 生衛発第 1764 号

厚生省生活衛生局長通知 墓地経営・管理の指針等について より)

# 様式集

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 （ ）

墓地等経営許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり

{ 墓 地  
納骨堂  
火葬場 } の経営の許可を受けたいので、申請します。

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地及び敷地の地目

3 墓地等の敷地の面積 平方メートル

4 墓地にあっては墳墓を設ける区域の面積 平方メートル  
納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積 平方メートル  
及び延床面積

5 墓地等の構造設備の概要

6 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日

7 墓地等の管理者 住 所  
氏 名 年 月 日生

添付書類 裏面のとおり

(裏)

添付書類

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (4) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (6) 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
- (7) 地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (8) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (9) 宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
- (10) 宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
- (11) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

## 墓 地 構 造 設 備 の 概 要

敷地面積	m <sup>2</sup>	墳墓区域面積	m <sup>2</sup>	墳墓区画数	区画
境 界	障壁（材料 垣根（種類				高さ m）
通 路	材料： アスファルト ・ コンクリート ・ 石 ・ その他（ ） 幅員： m				
排水放流	下水道 ・ 河川 ・ その他（ ）				
ごみ集積設備	場所： 構造（ 密閉容器 ・ 密閉区画 ）				
給 水 栓	箇所				
便 所	場所： 数（大 個、 小 個）				
管理事務所	場所： 面積： m <sup>2</sup>				
駐 車 場	台				
緑地面積	m <sup>2</sup>				
備 考					

## 納 骨 堂 構 造 設 備 の 概 要

敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延床面積	㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨・その他（ 地上階、地下階				
納骨堂使用階	階	納骨堂の床面積	㎡	納骨区画数	区画
納骨堂	壁、柱、はりその他の主要な部分	耐火構造			
	床面	コンクリート、タイル、石、その他			
	出入口	防火戸	出入口の施錠	有	
	窓	有（防火戸）、無			
	換気設備	有、無（線香等の使用：無）			
	納骨堂の設備	不燃材料、その他（火気使用：無）			
納骨装置	施錠	有、無（納骨装置の存する場所への立入りが管理者に限られている）			
	形式	仏壇式、墓石式、ロッカー式、機械式 その他（ ）			
駐車場	台				
備 考					

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 （ ）

墓地等変更許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり

{ 墓 地 }  
{ 納骨堂 } の変更の許可を受けたいので、申請します。  
{ 火葬場 }

記

1 墓地等の名称

2 変更事項

(1) 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地

(2) 地目及び面積 平方メートル

(3) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要

3 工事の着手及び完了の予定年月日

添付書類 裏面のとおり

(裏)

添付書類一覧

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (4) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (6) 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
- (7) 地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (8) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (9) 宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
- (10) 宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
- (11) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録



年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 （ ）

墓地等廃止許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり

{ 墓 地  
納骨堂  
火葬場 } の廃止の許可を受けたいので、申請します。

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 墓地等の敷地の面積

平方メートル

添付書類

- (1) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬に関する計画書
- (2) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (3) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

第13号様式(第9条関係)

(墓地・納骨堂・火葬場)計画のお知らせ(新設・変更)			
(墓地・納骨堂・火葬場)の名称			
建設予定地の所在地			
墓地・納骨堂・火葬場の計画概要		敷地面積	
		建築面積	
		延床面積	
		階数	地上 階、地下 階
		区画数	
墓地等経営許可申請 予定日		着工予定日	
		完了予定日	
申請予定者の名称			
申請予定者の所在地			
標識設置年月日			
<p>○この標識は、港区墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○この計画についてのお問合せは、下記に御連絡ください。  (申請予定者連絡先) 責任者 電話</p>			

年 月 日

(宛先) 港区みなと保健所長

事務所所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

標識設置届

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第1項の規定により { 墓地  
納骨堂  
火葬場 }

の計画に係る標識を設置したので、届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 計画地の所在地
- 3 墓地・納骨堂・火葬場の計画概要  
敷地面積

建築面積

延床面積	階数	地上	階、地下	階
------	----	----	------	---

構造設備の概要（区画数等）

- |               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 4 墓地等経営許可申請予定 | 年 | 月 | 日 |
| 着工予定          | 年 | 月 | 日 |
| 完了予定          | 年 | 月 | 日 |
| 5 標識の設置       | 年 | 月 | 日 |

- 6 計画についての問合せ先

担当者  
電話番号 ( )

添付書類

- (1) 案内図
- (2) 標識設置位置図
- (3) 標識設置状況を撮影した写真

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号（ ）

標識記載事項変更届

下記のとおり標識記載事項を変更したので、港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第12条第4項の規定により届け出ます。

記

1 墓地等の名称

2 計画地の所在地

3 変更事項

旧

新

4 標識記載事項を変更した日 年 月 日

添付書類

変更後の標識を撮影した写真

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号（ ）

説明会等報告書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第1項の規定により説明を行ったので、  
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 計画地の所在地
- 3 説明した日時、場所及び方法
- 4 説明者の氏名
- 5 説明の概要
- 6 隣接住民等の意見

添付書類

- (1) 説明等で使用した資料
- (2) 隣接住民等の名簿
- (3) 説明を受けた者の名簿
- (4) 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号（ ）

協議結果報告書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第2項の規定により、説明を行ったので  
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の建設予定地の所在地
- 3 協議した日時及び場所
- 4 協議の内容
- 5 協議の結果

添付書類

- (1) 協議に使用した資料
- (2) 協議者の名簿
- (3) 協議等を締結した場合には、協定書等の写し

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 （ ）

工事完了届

年 月 日付 第 号で許可申請を行った下記墓地等は、  
年 月 日に工事が完了しましたので、港区墓地等の経営の許可等に関する  
条例第20条の規定により届け出ます。

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 工事の完了年月日

4 墓地等の敷地面積

平方メートル

課 長	係 長	担 当 者

第19号様式（第19条関係）

年 月 日

（宛先）港区みなと保健所長

届出者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

### 申 請 事 項 変 更 届

年 月 日付 第 号により許可を受けた下記の墓地等について申請事項を変更するので、届け出ます。

#### 記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 変更事項

旧

新

		保健所収受印



(参考様式)

隣接する土地、建物の所有者・使用者名簿

No	地番	土地		建物		備考
		所有者	使用者	所有者	使用者	
		(氏名) (住所)	(氏名) (住所)	(氏名) (住所)	(氏名) (住所)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

年 月 日

(宛先) 港区みなと保健所長

事務所所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

標識撤去届

下記のとおり墓地等の計画に関する標識を撤去しましたので、届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 計画地の所在地
- 3 標識を撤去した日 年 月 日
- 4 標識を撤去した理由

添付書類

標識を撤去した後の現地を撮影した写真

(参考様式)

年 月 日

(あて先) みなと保健所長

申出者住所

申出者氏名

申出者連絡先 ( )

### 意見申出書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第1項の規定により当該墓地等の建設等の計画について、下記のとおり意見を申し出ます。

#### 記

- 1 申出の対象となる墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地
- 3 申請予定法人の名称
- 4 申出年月日
- 5 意見

# 法 令 集

## ○墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年法律第四十八号)

### 第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

### 第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

### 第六条及び第七条 削除

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市

町村長が、これを行わなければならない。

- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

### 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

- 2 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

- 2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。
- 3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

- 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に係る者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

- 2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

#### 第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定に違反した者
- 二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（省略）

## ○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

(昭和二十三年厚生省令第二十四号)

第一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
- 二 死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別)
- 三 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数)
- 四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別)
- 五 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- 六 死亡場所(死産の場合は、分べん場所)
- 七 埋葬又は火葬場所
- 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)
- 二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

第三条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図



- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

- 2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 墓地使用者等の住所及び氏名
- 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
- 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
- 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
- 3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
  - 一 火葬を求めた者の住所及び氏名
  - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第八条 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。

第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

## ○港区墓地等の経営の許可等に関する条例

(平成二十四年港区条例第十九号)

### (趣旨)

第一条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第十条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### (墓地等の経営主体)

第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 地方公共団体
  - 二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの
  - 三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの
- 2 前項第二号及び第三号に規定する事務所は、区内に設置されてから、七年間を経過しているものでなければならない。

### (墓地等の経営の許可等)

第四条 墓地等を経営しようとする者は、区規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。

- 2 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、区規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。
- 3 区長は、前二項の許可をするに当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

### (みなし許可に係る届出)

第五条 法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあつては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

### (墓地の設置場所)

第六条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 当該墓地を営しようとする者が、原則として、所有し、かつ、その所有権以外の権利が存しない土地であること(地方公共団体が営しようとする場合を除く。)
- 二 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね二十メートル以上であること。
- 三 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」

という。)から墓地までの距離は、おおむね百メートル以上であること。

四 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

- 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備基準)

第七条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。

二 アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が一メートル以上である通路を設けること。

三 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。

四 ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び区規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を営しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

五 墓地の区域内に区規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、前項に規定する墓地の構造設備基準に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第八条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

一 当該納骨堂を営しようとする者が、原則として、所有し、かつ、その所有権以外の権利が存しない土地及び建物であること(地方公共団体が営しようとする場合を除く。)

二 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること(地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が営しようとする場合を除く。)

(納骨堂の構造設備基準)

第九条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。

二 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。

三 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない。

四 必要な換気設備を設けること。

五 出入口及び窓には、防火戸を設けること。

六 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。

七 機械式の納骨装置を設ける場合には、点検等維持管理が容易にできる構造とすること。

八 区規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、当該納骨堂を經營しようとする者が、当該納骨堂の近隣の場所に納骨堂の利用者が使用できる駐車場を所有する場合において、区長が、公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(火葬場の設置場所)

第十条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね二百五十メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備基準)

第十一条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
- 二 出入口には、門扉を設けること。
- 三 火葬炉は、五基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
- 四 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- 五 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- 六 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- 七 残灰庫を設けること。
- 八 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- 九 区規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

(管理者の講ずべき措置)

第十二条 墓地等の管理者は、次に定める措置を講じなければならない。

- 一 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
- 二 納骨堂又は火葬場の施設の点検を定期的に行い、これらの施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- 三 墓地等を常に清潔に保つこと。
- 四 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

(墓穴の深さ)

第十三条 土葬(死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。)を土中に葬ることをいう。以下同じ。)を行う場合の墓穴の深さは、二メートル以上としなければならない。

(土葬禁止地域)

第十四条 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域(以下「土葬禁止地域」という。)を指定することができる。

2 墓地の經營者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した

場合は、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第十五条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより保管し、又は埋葬しなければならない。

一 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

二 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、無縁墳墓に埋葬するか、又は火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。

(標識の設置等)

第十六条 第四条第一項又は第二項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立って、墓地等の建設等の計画について、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「隣接住民等」という。)への周知を図るため、区規則で定めるところにより、当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

2 区長は、申請予定者が、前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを指導することができる。

(説明会の開催等)

第十七条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、区規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。

2 区長は、申請予定者が、前項の規定による説明を行わないときは、当該説明を行うべきことを指導することができる。

(事前協議の指導)

第十八条 区長は、隣接住民等から、第十六条の標識を設置した日以後区規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。

- 一 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
- 二 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- 三 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、区規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき実施した隣接住民等との協議の結果を区長に報告しなければならない。

(公表)

第十九条 区長は、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことに正当な理由がないと認めるとき、又は前条第一項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことが同項

の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると認めるときは、その旨を公表することができる。

(工事の完了の届出)

第二十条 墓地等の経営者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、区規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(申請事項変更の届出)

第二十一条 墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第四条の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、区規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(委任)

第二十二条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第百二十五号。以下「都条例」という。)の規定によりなされている申請、届出その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に都条例の規定により墓地等の経営の許可に係る申請をしている者又は現に都条例の規定により墓地等の建設等の計画に係る標識設置の届出をしている者(施行日から起算して一年を経過する日までの間に第四条第一項の規定による墓地等の経営の許可に係る申請をした者に限る。)についての第三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「区内に」とあるのは「都内に」と、同項第三号中「公益社団法人又は公益財団法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二十二条又は第百六十三条の主たる事務所又は同法第三百十二条第一項の従たる事務所を区内に有するもの」とあるのは「公益社団法人又は公益財団法人」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

4 平成二十五年十一月三十日までの間、第三条第三号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

5 この条例の施行の際、現に存する墓地等又は付則第三項に規定する者が経営しようとする墓地等の設置場所及び構造設備基準については、区域を拡張しようとする墓地、墳墓を設ける区域を拡張しようとする墓地又は施設を変更しようとする納骨堂若しくは火葬場を除き、第六条から第十一条までの規定を適用せず、施行日の前日における都条例第六条から第十一条までの規定の例による。

○港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則  
(平成二十四年港区規則第十七号)

(趣旨)

第一条 この規則は、港区墓地等の経営の許可等に関する条例(平成二十四年港区条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可に係る申請事項等)

第二条 条例第四条第一項の区規則で定める申請書は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書(第一号様式)によるものとする。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積
  - 四 墓地にあっては、墳墓を設ける区域の面積
  - 五 納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積及び延床面積
  - 六 墓地等の構造設備の概要
  - 七 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
  - 八 墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地等の周囲三百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
  - 二 墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
  - 三 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
  - 四 許可の申請に係る詳細な理由書
  - 五 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)による地図等
  - 六 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
  - 七 申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
  - 八 申請をしようとする者が宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による宗教法人(以下「宗教法人」という。)である場合には、同法第十二条第一項の規則(公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの)、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第二十五条第一項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
  - 九 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
  - 十 申請をしようとする者が宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
  - 十一 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録
- 3 区長は、条例第四条第一項の規定により許可をしたときは、申請した者に対し経営

許可書(第二号様式)を交付し、墓地にあっては墓地台帳(第三号様式)、納骨堂にあっては納骨堂台帳(第四号様式)、火葬場にあっては火葬場台帳(第五号様式)に記載するものとする。

(変更許可に係る申請事項等)

第三条 条例第四条第二項の区規則で定める事項で変更に係るものは、次に掲げる事項とし、申請書は、墓地等変更許可申請書(第六号様式)によるものとする。

一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 墓地等の名称

三 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積

四 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要

五 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 区長は、条例第四条第二項の規定により変更の許可をしたときは、申請した者に対し変更許可書(第七号様式)を交付し、前条第三項に規定する台帳に記載するものとする。

(廃止許可に係る申請事項等)

第四条 条例第四条第二項の区規則で定める事項で廃止に係るものは、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項(墓地等の敷地の地目を除く。)とし、申請書は、墓地等廃止許可申請書(第八号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 墓地又は納骨堂にあっては、改葬に関する計画書

二 当該廃止に係る第二条第二項第四号及び第八号又は第十一号に掲げる書類

3 区長は、条例第四条第二項の規定により廃止の許可をしたときは、申請をした者に対し廃止許可書(第九号様式)を交付するものとする。

(みなし許可に係る届出事項等)

第五条 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出は、次に掲げる事項を記載したみなし許可に係る届出書(第十号様式)の提出によらなければならない。

一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名(個人が届出をしようとする場合にあつては、届出をしようとする者の住所、氏名及び生年月日)

二 墓地又は火葬場の名称

三 墓地又は火葬場の所在地

四 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分

五 墓地又は火葬場の敷地の面積

六 事業の名称

七 事業の認可又は承認の年月日及び番号

八 事業の概要

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業の認可書又は承認書の写し

二 事業計画書等の写し

三 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類



四 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要

- 3 区長は、条例第五条の規定による届出を受けたときは、第二条第三項に規定する台帳に記載するものとする。

(墓地等の構造設備基準)

第六条 条例第七条第一項第四号本文の区規則で定める駐車台数は、墳墓の区画数の二パーセント以上とする。

- 2 条例第七条第一項第五号本文の区規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合が十五パーセント以上あるものとする。

- 3 条例第九条第一項第八号本文の区規則で定める駐車台数は、納骨区画数の〇・一パーセントに一を加えた数以上とする。

- 4 条例第十一条第一項第九号の区規則で定める駐車台数は、火葬炉の基数に四を乗じて得た数以上とする。

(土葬禁止地域の指定)

第七条 条例第十四条第一項の規定により区長が指定する土葬を禁止する地域は、区内全域とする。

(土葬許可に係る申請事項等)

第八条 条例第十四条第二項ただし書の規定により土葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した土葬許可申請書(第十一号様式)を提出し、区長の許可を受けなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
- 五 土葬を行う理由

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土葬を行う墓地の周囲二百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図
- 二 土葬を行う墳墓の位置を示した図面

- 3 区長は、条例第十四条第二項ただし書の規定により許可をしたときは、申請した者に対し土葬許可書(第十二号様式)を交付するものとする。

(標識の様式)

第九条 条例第十六条第一項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、第十三号様式による。

(標識の設置場所等)

第十条 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横〇・九メートル四方以上とする。

(標識の設置期間)

第十一条 標識の設置期間は、条例第四条の規定による申請をしようとする日の少なくとも九十日前から工事の完了する日までの間とする。

(標識設置の届出)

第十二条 条例第十六条第一項の申請予定者(以下「申請予定者」という。)は、同項の標識を設置した場合には、速やかに区長に標識に掲示した事項を標識設置届(第十四号様式)により届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 案内図
- 二 標識設置位置図
- 三 標識設置状況を撮影した写真

3 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、当該標識の記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。

4 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、標識記載事項変更届(第十五号様式)によりその旨を届け出なければならない。

(説明等)

第十三条 条例第十七条第一項の規定による説明は、条例第四条第一項に規定する墓地等の経営許可の申請(以下「墓地等経営許可申請」という。)又は同条第二項に規定する墓地等の変更許可の申請(以下「墓地等変更許可申請」という。)を行おうとする日の六十日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請予定者
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
- 五 墓地等の維持管理の方法
- 六 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
- 七 墓地等の工事の方法
- 八 条例第十八条第一項に基づく意見の申出の方法

2 申請予定者は、条例第十七条第一項の規定による説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した説明会等報告書(第十六号様式)を区長に提出しなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 説明した日時、場所及び方法
- 五 説明者の氏名
- 六 説明の概要
- 七 隣接住民等の意見

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 説明等で使用した資料
- 二 隣接住民等の名簿
- 三 説明を受けた者の名簿

#### 四 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

(意見の申出)

第十四条 条例第十八条第一項の意見の申出の期間は、墓地等経営許可申請又は墓地等変更許可申請を行おうとする日の三十日前までとする。

- 2 隣接住民等は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書類を区長に提出するものとする。
  - 一 申出者の氏名、住所及び連絡先
  - 二 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定法人の名称
  - 三 申出年月日
  - 四 意見

(指導に基づく協議の報告)

第十五条 条例第十八条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した協議結果報告書(第十七号様式)を速やかに区長に提出することによらなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
  - 二 墓地等の名称
  - 三 墓地等の建設予定地の所在地
  - 四 協議した日時及び場所
  - 五 協議の内容
  - 六 協議の結果
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 協議に使用した資料
    - 二 協議者の名簿
    - 三 協定等を締結した場合には、協定書等の写し

(公表)

第十六条 条例第十九条の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を港区公報に登載する等区民に広く周知する方法により行うものとする。

- 一 指導に従わなかった法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 指導の内容

(意見陳述の機会の付与)

第十七条 区長は、条例第十九条の規定による公表をしようとする場合には、条例第十六条第二項、第十七条第二項又は第十八条第一項の規定による指導を受けた者(以下「指導を受けた者」という。)に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

- 2 前項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、区長が口頭であることを認めた場合を除き、指導を受けた者が意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。
- 3 区長は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
  - 一 公表しようとする内容

- 二 公表の根拠となる条例の条項
  - 三 公表の原因となる事実
  - 四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 4 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情のある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
  - 5 区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
  - 6 区長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
  - 7 区長は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、公表をすることができる。

(工事完了届)

第十八条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した工事完了届(第十八号様式)によらなければならない。

- 一 法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 工事の完了年月日
- 五 墓地等の敷地の面積

(申請事項の変更届)

第十九条 条例第二十一条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した申請事項変更届(第十九号様式)によらなければならない。

- 一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 変更事項

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則(昭和六十年東京都規則第十七号。以下「都規則」という。)の規定によりなされている申請、届出その他の手続については、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に都規則第二号様式から第四号様式までの様式により存する台帳は、それぞれこの規則の第二号様式から第四号様式までの様式による台帳とみなす。

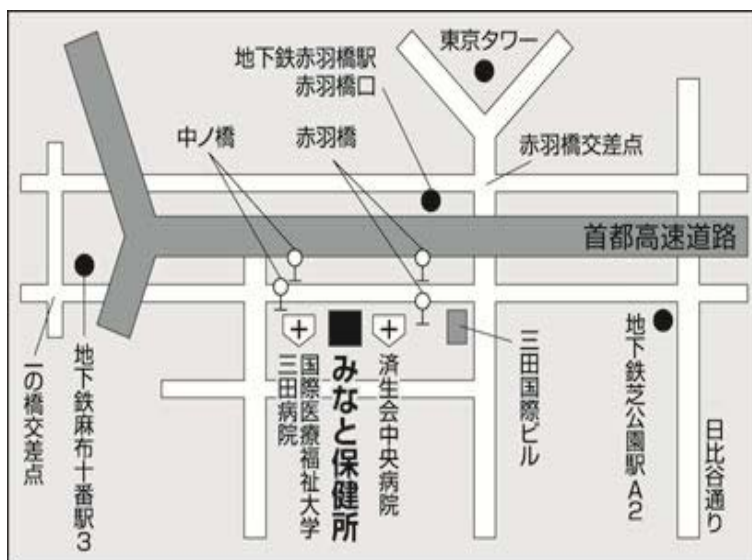
## みなと保健所の施設案内

### 電車

- ・都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5分
- ・都営地下鉄三田線 芝公園駅 A2出口：徒歩 10分
- ・東京メトロ南北線 麻布十番駅 3番出口：徒歩 12分

### バス 赤羽橋駅前下車

- ・都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前  
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- ・東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ・ちいバス田町ルート  
田町駅東口～六本木ヒルズ



お問い合わせは、こちらまでどうぞ

生活衛生課 環境衛生指導係

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所 5F

TEL (03) 6400-0042 (ダイヤルイン)

(03) 3455-4470 (FAX)

発行番号 2022198-4211

墓地、埋葬等に関する法律の手引(改訂版)

令和5年(2023年)3月発行

発行 みなと保健所生活衛生課